

よて  
預金小切手による振り込め詐欺被害防止（通称：預手プラン）  
の取組みについて

当組合は、兵庫県警察本部及び近畿財務局神戸財務事務所と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年9月1日（火）より「預金小切手による振り込め詐欺被害防止（通称：預手プラン）の取組み」を実施しております。

兵庫県警察本部及び近畿財務局神戸財務事務所からの要請により、『預手プラン』では、ご高齢のお客さまが窓口で高額の現金出金を希望される場合に、資金用途をご確認させていただくとともに、振込や預金小切手のご利用を勧めさせていただきますいております。

また、必要に応じて、お客さまが特殊詐欺被害に遭われていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございますので、特殊詐欺被害を防止するため、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

注1 預金小切手は、当信用組合が自らを支払人として振り出す自己宛小切手のことです。自組合（当組合）に対して支払いを依頼するので「自己宛小切手」といいます。

現金化の際には、受取人の取引金融機関の口座に入金するよう取立依頼をするため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先を特定できる可能性が高いことから、万一特殊詐欺に遭われても、被害防止と犯人逮捕につながります。

また、預金小切手に受取人の名前を指定いただくことにより、不正に小切手を取得した第三者への支払いを防止することができます。

注2 預金小切手は、特殊詐欺被害防止だけでなく、

- ① 当信用組合が支払人であるため安心してご利用いただけます。
- ② 高額でも持ち運びに便利です。
- ③ 紛失や盗難の場合にも、現金に比べて被害防止の可能性が高くなります。などの利点があります。

\*お問合せ先 兵庫県警察信用組合 預金課  
電 話：078-351-7867  
警 電：6955、6959